

## 〔商品概要説明書〕

## 納 税 準 備 預 金

(平成 28 年 6 月 22 日)

1. 商品名	・納税準備預金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めはありません。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年3月と9月の当組合所定の日に利息を支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。(ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。) ・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ <b>苦情処理措置</b> ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：新栄信用組合 お客様相談室（事務管理部）】 0120-400-103 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時

・紛争解決措置

新潟県弁護士会 示談あっせんセンター

(電話：025-222-5533)

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記新栄信用組合お客様相談室、新潟県信用組合協会または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：新潟県信用組合協会 新潟地区しんくみ苦情等相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び金融機関の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：025-247-7433

住所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

(全国信用組合会館内)

13. その他参考となる事項

・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。